

令和4年度 宗像市地域防災計画 新旧対照表

旧		新		備考欄
ページ	内容	ページ	内容	
共通	宗像市災害対策本部の組織構成図 (R3.4.1)	共通	宗像市災害対策本部の組織構成図 (R4.4.1) 宗像市災害対策本部の事務分担表 〔統括部〕 ・再任用職員 (追加) ・ <u>脱炭素社会推進室 (追加)</u>	災害時職員行動マニュアルの更新に伴う修正機構改革に伴う修正

総
則
2
5

第3節 第1自然的条件 2 気象

■本市の気象（過去10箇年）

■本市の気象（過去10箇年）

年	気 温(℃)			総降水量 (mm)
	平均	最高 (平均)	最低 (平均)	
H23(2011)	15.7	19.8	11.6	1,919
H24(2012)	15.5	19.6	11.6	1,817
H25(2013)	16.1	20.3	11.9	1,800
H26(2014)	15.6	19.9	11.5	1,660
H27(2015)	16.1	20.3	12.1	1,743
H28(2016)	16.9	21.1	12.9	2,152
H29(2017)	16.2	20.5	12.0	1,352
H30(2018)	16.3	20.7	12.0	1,643
R1(2019)	16.6	21.1	12.3	1,455
R2(2020)	16.5	20.8	12.2	1,991

出典:気温、総降水量は、福岡管区気象台「福岡県気象月報」

■観測史上1～5位の値（年間を通じての値）【宗像（福岡県）】

■観測史上1～5位の値（年間を通じての値）【宗像（福岡県）】

要素名/順位	1位	2位	3位	4位	5位	統計期間
日降水量 (mm)	234.5 (2009/7/24)	196.0 (1980/7/1)	191.0 (2018/7/6)	181.0 (1981/7/7)	170.0 (1980/8/30)	1976/1 2021/5
日最大10分間降水量 (mm)	21.5 (2019/7/18)	21.5 (2009/7/24)	20.0 (2019/8/29)	20.0 (2013/7/3)	19.5 (2012/7/3)	2009/2 2021/5
日最大1時間降水量 (mm)	68 (1991/9/14)	62 (2012/7/3)	60 (1999/6/29)	59 (2009/7/24)	59 (1991/9/27)	1976/1 2021/5
月降水量の多い方から (mm)	797.0 (1980/7)	714.0 (2020/7)	691.0 (2003/7)	645.0 (1980/8)	597.5 (2009/7)	1976/1 2021/5

総
則
2
6

第3節 第2社会的条件 1 人口

本市の人口、世帯数（令和3年5月末日現在）は、97,133人、43,858世帯である。
人口は、10万人に達しようとしているが、近年鈍化している。

総
則
2
5

第3節 第1自然的条件 2 気象

■本市の気象（過去10箇年）

■本市の気象（過去10箇年）

年	気 温(℃)			総降水量 (mm)
	平均	最高 (平均)	最低 (平均)	
H24(2012)	15.5	19.6	11.6	1,817
H25(2013)	16.1	20.3	11.9	1,800
H26(2014)	15.6	19.9	11.5	1,660
H27(2015)	16.1	20.3	12.1	1,743
H28(2016)	16.9	21.1	12.9	2,152
H29(2017)	16.2	20.5	12.0	1,352
H30(2018)	16.3	20.7	12.0	1,643
R1(2019)	16.6	21.1	12.3	1,455
R2(2020)	16.5	20.8	12.2	1,991
R3(2021)	16.7	21.4	12.4	1,767

出典:気温、総降水量は、福岡管区気象台「福岡県気象月報」

■観測史上1～5位の値（年間を通じての値）【宗像（福岡県）】

■観測史上1～5位の値（年間を通じての値）【宗像（福岡県）】

要素名/順位	1位	2位	3位	4位	5位	統計期間
日降水量 (mm)	234.5 (2009/7/24)	196.0 (1980/7/1)	191.0 (2018/7/6)	181.0 (1981/7/7)	170.0 (1980/8/30)	1976/1 2022/4
日最大10分間降水量 (mm)	21.5 (2019/7/18)	21.5 (2009/7/24)	20.0 (2019/8/29)	20.0 (2013/7/3)	19.5 (2012/7/3)	2009/2 2022/4
日最大1時間降水量 (mm)	68 (1991/9/14)	62 (2012/7/3)	60 (1999/6/29)	59 (2009/7/24)	59 (1991/9/27)	1976/1 2022/4
月降水量の多い方から (mm)	797.0 (1980/7)	714.0 (2020/7)	693.0 (2021/8)	691.0 (2003/7)	645.0 (1980/8)	1976/1 2022/4

総
則
2
6

第3節 第2社会的条件 1 人口

本市の人口、世帯数（令和4年4月末日現在）は、97,098人、44,244世帯である。
人口は、10万人に達しようとしているが、近年鈍化している。

最
新
の
情
報
に
更
新

最
新
の
情
報
に
更
新

最
新
の
情
報
に
更
新

	<p>世帯数は、核家族化の進行のため、継続的に増加傾向にある。</p> <p>65 歳以上の老年人口 (28,958 人) は、全体の 29.8% を占め、高齢化社会であることを示すとともに、今後も高齢化が進行すると予想される。</p> <table border="1" data-bbox="248 416 779 539"> <tr> <td colspan="2">■宗像市の人口</td> <td>令和 3 年 5 月末現在</td> </tr> <tr> <td>人 口</td> <td></td> <td>97,133 人</td> </tr> <tr> <td>世 帯 数</td> <td></td> <td>43,858 世帯</td> </tr> <tr> <td>高 齢 化 率</td> <td></td> <td>29.8%</td> </tr> </table> <p>出典：住民基本台帳</p>	■宗像市の人口		令和 3 年 5 月末現在	人 口		97,133 人	世 帯 数		43,858 世帯	高 齢 化 率		29.8%	<p>世帯数は、核家族化の進行のため、継続的に増加傾向にある。</p> <p>65 歳以上の老年人口 (29,260 人) は、全体の 30.1% を占め、高齢化社会であることを示すとともに、今後も高齢化が進行すると予想される。</p> <table border="1" data-bbox="1055 416 1597 539"> <tr> <td colspan="2">■宗像市の人口</td> <td>令和 4 年 4 月末現在</td> </tr> <tr> <td>人 口</td> <td></td> <td>97,098 人</td> </tr> <tr> <td>世 帯 数</td> <td></td> <td>44,244 世帯</td> </tr> <tr> <td>高 齢 化 率</td> <td></td> <td>30.1%</td> </tr> </table> <p>出典：住民基本台帳</p>	■宗像市の人口		令和 4 年 4 月末現在	人 口		97,098 人	世 帯 数		44,244 世帯	高 齢 化 率		30.1%	
■宗像市の人口		令和 3 年 5 月末現在																									
人 口		97,133 人																									
世 帯 数		43,858 世帯																									
高 齢 化 率		29.8%																									
■宗像市の人口		令和 4 年 4 月末現在																									
人 口		97,098 人																									
世 帯 数		44,244 世帯																									
高 齢 化 率		30.1%																									
<p>総 則 3 1</p> <p>災 害 予 防 3</p>	<p>第 4 節 第 1 災害履歴 2 地震災害</p> <p>第 2 節 第 1 防災組織の整備 3 防災組織</p> <p>(6) 事業所</p> <p>事業所は、自衛防災体制を整備・充実させ、従業員、利用者の安全を確保するとともに、災害の拡大を防止するため防災体制の強化を図る。</p> <p>市は、事業所における自衛防災組織の育成指導及び防災マニュアルの作成を支援し、防災訓練等への参加を促進する。</p>	<p>総 則 3 1</p> <p>災 害 予 防 3</p> <p>令和 3 年度に発生した「日向灘地震」を追加。</p> <p>第 2 節 第 1 防災組織の整備 3 防災組織</p> <p>(6) 事業所</p> <p>事業所は、自衛防災体制を整備・充実させ、従業員、利用者の安全を確保するとともに、災害の拡大を防止するため防災体制の強化を図る。事業所は、自衛防災体制を整備・充実させ、従業員、利用者の安全を確保するとともに、災害の拡大を防止するため防災体制の強化を図る。また、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動す</p>	<p>最 新 の 情 報 に 更 新</p> <p>防 災 基 本 計 画 及 び</p>																								

		<p><u>ることのないよう、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。</u></p> <p>市は、事業所における自衛防災組織の育成指導及び防災マニュアルの作成を支援し、防災訓練等への参加を促進する。</p>	福岡 県地 域防 災計 画の 修正 に基 づく 修正
災害 予 防 6	<p>第2節 第2 自主防災活動の推進 3 防災訓練</p> <p>自主防災組織は、当該地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）を策定することができる。</p> <p>市は、地区防災計画素案の提案を受けた場合、市防災会議において、その必要があると認める時は、本計画に当該地区防災計画を定める。</p>	<p>第2節 第2 自主防災活動の推進 3 防災訓練</p> <p>自主防災組織は、当該地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）を策定することができる。</p> <p>市は、地区防災計画素案の提案を受けた場合、市防災会議において、その必要があると認める時は、本計画に当該地区防災計画を定める。</p> <p><u>また、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。</u></p>	防災 基本 計画 及び 福岡 県地 域防 災計 画の 修正 に基 づく 修正

			<p><u>なお、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。</u></p>					
災害予防8	<p>第2節 第4 防災知識の普及 1 市職員に対する防災教育</p> <p>市は、市職員に対し、防災知識、役割の分担等に関する研修の実施に努める。</p> <p>また、応急対策全般への対応力を高めるため、人材育成を体系的に図る仕組みを構築するとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。</p> <p>■市職員に対する防災教育の内容</p> <table border="1"> <tr> <td>市の防災対策</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策活動の概要 ○ 防災関係職員としての心構え ○ 災害時の役割分担 ○ 防災行政無線等防災関連機器の取扱方法等 </td> </tr> </table>	市の防災対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策活動の概要 ○ 防災関係職員としての心構え ○ 災害時の役割分担 ○ 防災行政無線等防災関連機器の取扱方法等 	災害予防8	<p>第2節 第4 防災知識の普及 1 市職員に対する防災教育</p> <p>市は、市職員に対し、防災知識、役割の分担等に関する研修の実施に努める。</p> <p>また、応急対策全般への対応力を高めるため、人材育成を体系的に図る仕組みを構築するとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。</p> <p><u>そして、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。</u></p> <p>■市職員に対する防災教育の内容</p> <table border="1"> <tr> <td>市の防災対策</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策活動の概要 ○ 防災関係職員としての心構え ○ 災害時の役割分担 ○ 防災行政無線等防災関連機器の取扱方法等 </td> </tr> </table>	市の防災対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策活動の概要 ○ 防災関係職員としての心構え ○ 災害時の役割分担 ○ 防災行政無線等防災関連機器の取扱方法等 	<p>防災基本計画及び福岡県地域防災計画の修正に基づく修正</p>
市の防災対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策活動の概要 ○ 防災関係職員としての心構え ○ 災害時の役割分担 ○ 防災行政無線等防災関連機器の取扱方法等 							
市の防災対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策活動の概要 ○ 防災関係職員としての心構え ○ 災害時の役割分担 ○ 防災行政無線等防災関連機器の取扱方法等 							

	<p>防災知識の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の基礎知識 <ul style="list-style-type: none"> ・災害種別ごとの特性、災害発生原因についての知識 ・当該地域の災害特性、災害別・地域別危険度 ・過去の主な被害事例 ○ 防災に関する計画及び各機関の防災体制と各自の任務分担 ○ 職員として果たすべき役割（任務分担） ○ 初動時の活動要領 (職員の動員体制、情報収集伝達要領等) ○ 防災知識と技術 ○ 防災関係法令の運用 ○ その他の必要な事項 		<p>防災知識の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の基礎知識 <ul style="list-style-type: none"> ・災害種別ごとの特性、災害発生原因についての知識 ・当該地域の災害特性、災害別・地域別危険度 ・過去の主な被害事例 ○ 防災に関する計画及び各機関の防災体制と各自の任務分担 ○ 職員として果たすべき役割（任務分担） ○ 初動時の活動要領 (職員の動員体制、情報収集伝達要領等) ○ 防災知識と技術 ○ <u>高齢者の適切な避難行動に関する理解</u> ○ 防災関係法令の運用 ○ その他の必要な事項 	<p>教育の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新任職員研修、職場研修 ○ 研修会、講習会、講演会等の実施 ○ 見学、現地調査等の実施 ○ 防災活動手引等印刷物の配布 	
<p>災害 予 防 9</p>	<p>第2節 第4 防災知識の普及 2 市民に対する防災知識の普及</p> <p>市は、市民に対し、災害に関する知識並びに災害発生時における行動指針等について、広報紙、防災マップ、ビデオの上映等を利用して、正しい防災知識の普及・醸成に努める。</p> <p>また、市民が平常時より災害に対する備えを心がけ、災害時においては自発的な防災活動を行うよう、防災に関する様々</p>	<p>災害 予 防 9</p>	<p>第2節 第4 防災知識の普及 2 市民に対する防災知識の普及</p> <p>市は、市民に対し、災害に関する知識並びに災害発生時における行動指針等について、広報紙、防災マップ、ビデオの上映等を利用して、正しい防災知識の普及・醸成に努める。</p> <p>また、市民が平常時より災害に対する備えを心がけ、災害時においては自発的な防災活動を行うよう、防災に関する様々</p>	<p>防災 基本 計画 及び 福岡 県地 域防</p>	

<p>な動向や各種データを分かりやすく発信し、教育機関のみならず、公民館等の活用など、多様な主体が関わり合う地域コミュニティの中で防災知識の普及・啓発を継続的に行い、市民の理解促進を図る。</p>	<p>な動向や各種データを分かりやすく発信し、教育機関のみならず、公民館等の活用など、多様な主体が関わり合う地域コミュニティの中で、<u>ハザードマップや有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災知識の普及・啓発を継続的に行い、市民の理解促進を図り、災害発生後においては、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者の中から性暴力・DVの被害者も加害者も出さないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。</u></p> <p>なお、災害知識の普及にあたっては、要配慮者への広報に十分配慮するとともに、わかりやすい広報資料の作成に努め、<u>ハザードマップ等の活用にあたっては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと、自分は災害に遭わないという思い込み(正常性バイアス)に惑わされないこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。</u></p> <p>また、市民の防災意識を把握するためのアンケート調査等の防災意識調査を必要に応じて実施するよう努める。</p>	<p>災計画の修正に基づく修正</p>
--	---	---------------------

<p>災害 予防 3 2</p>	<p>第3節 第1 情報収集伝達体制の整備 災害時における情報伝達を確保するため、通信施設、連絡体制の整備を推進する。</p>	<p>災害 予防 3 2</p> <p>第3節 第1 情報収集伝達体制の整備 災害時における情報伝達を確保するため、通信施設、連絡体制の整備を推進する。 <u>また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動状況等を正確に分析・整理・要約・検索するため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。</u> <u>なお、デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。</u></p>	<p>防災 基本 計画 及び 福岡 県地 域防 災計 画の 修正 に基 づく 修正</p>
<p>災害 予防 3 6</p>	<p>第3節 第2 応援体制の整備 6 受け入れ態勢等の整備 災害時の受援能力の強化を図るため、災害時受援計画に基づき、応援・受援体制を整備する。 また、円滑な受け入れ・受援のため、平常時から相互に交流を深めておくものとする。</p>	<p>災害 予防 3 6</p> <p>第3節 第2 応援体制の整備 6 受け入れ態勢等の整備 災害時の受援能力の強化を図るため、災害時受援計画に基づき、応援・受援体制を整備する。 また、円滑な受け入れ・受援のため、平常時から相互に交流を深めておくものとする。 <u>なお、受け入れに際しては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。</u></p>	<p>防災 基本 計画 及び 福岡 県地 域防 災計 画の 修正 に基</p>

				づく 修正
災害 予防 3 8	<p>第3節 第3避難体制の整備 2 避難所の整備</p> <p>(2) 避難所機能の整備</p> <p>大規模災害の発生時には、避難所については老若男女が長期にわたって使用することも予想される。</p> <p>このため、避難所施設の安全性の向上とともに、防災拠点、生活の場としての機能を整備する。</p>	災害 予防 3 8	<p>第3節 第3避難体制の整備 2 避難所の整備</p> <p>(2) 避難所機能の整備</p> <p>大規模災害の発生時には、避難所については老若男女が長期にわたって使用することも予想される。</p> <p>このため、避難所施設の安全性の向上とともに、防災拠点、生活の場としての機能を整備する。</p> <p><u>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。</u></p> <p><u>そして、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。</u></p>	防災 基本 計画 及び 福岡 県地 域防 災計 画の 修正 に基 づく 修正 及び 記載 の適 正化

<p>災害 予 防 3 9</p>	<p>第3節 第3避難体制の整備 4 避難体制の整備 (3) 広域避難 広域的な災害時において円滑な広域避難が可能となるよう、他の自治体との応援協定を締結するなど、具体的な広域避難・受入方法を含めた手順等を定めておく。</p>	<p>第3節 第3避難体制の整備 4 避難体制の整備 (3) 広域避難 広域的な災害時において円滑な広域避難が可能となるよう、他の自治体との応援協定を締結するなど、具体的な広域避難・受入方法を含めた手順等を定めておく。 <u>ア 広域避難についての協議</u> 災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、宗像市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、他の都道府県内の市町村に協議する。 <u>イ 広域避難の実施について</u> あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。 <u>ウ 避難者への情報提供</u> 避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。</p>	<p>災害 対策 基本 法の 改正 を踏 まえ た修 正</p>
-----------------------------------	--	---	--

<p>災害予防</p> <p>39</p>	<p>第3節 第3避難体制の整備 5 避難所運営体制の整備</p> <p>(1) 避難所運営の基本的な考え方</p> <p>略</p> <p>② 要配慮者に対する支援体制</p> <p>災害時には、誰もが要配慮者となる可能性がある。特に配慮や支援が必要な、けが人や、高齢者、乳幼児、障がい者、妊産婦、外国人など、その事情を考慮し、避難所内のレイアウトや支援内容など、臨機応変に対応する。</p> <p>③ 男女共同運営</p> <p>避難所・避難先では女性や子どもを狙った性被害・性暴力、DV（ドメスティック・バイオレンス）などが発生するリスクが高まる。男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に配慮するため、避難所運営委員会の委員・役員に複数名の女性が就くように努め、安全で安心な避難所生活を目指す。また、女性に必要な物資の配布、プライバシーの保護、女性に対する暴力の防止等に配慮する。</p>	<p>災害予防</p> <p>39</p> <p>第3節 第3避難体制の整備 5 避難所運営体制の整備</p> <p>(1) 避難所運営の基本的な考え方</p> <p>略</p> <p>② 要配慮者に対する支援体制</p> <p>災害時には、誰もが要配慮者となる可能性がある。特に配慮や支援が必要な、けが人や、高齢者、乳幼児、障がい者、妊産婦、外国人など、その事情を考慮し、避難所内のレイアウトや支援内容など、臨機応変に対応する。</p> <p><u>また、避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。</u></p> <p>③ 男女共同運営</p> <p>避難所・避難先では女性や子どもを狙った性被害・性暴力、DV（ドメスティック・バイオレンス）などが発生するリスクが高まる。男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に配慮するため、避難所運営委員会の委員・役員に複数名の女性が就くように努め、安全で安心な避難所生活を目指す。また、女性に必要な物資の配布、プライバシーの保護、女性に対する暴力の防止等に配慮し、被災者や支援者の中から性暴力・DVの被害者も加害者も出さないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。</p> <p><u>また、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の</u></p>	<p>防災基本計画及び福岡県地域防災計画の修正に基づく修正</p>
-----------------------	--	---	-----------------------------------

			<p><u>推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化するよう努める。</u></p>	
<p>災害 予 防 4 0</p>	<p>第3節 第3避難体制の整備 5 避難所運営体制の整備 (2)避難所の運営組織の育成 避難所運営マニュアルに基づき避難所運営委員会を設置するため、避難所の施設管理者、自治会、自主防災組織と連携して、避難所の運営訓練を実施する。訓練の計画、実施の際は、女性の意見・要望を確認する。 なお、避難所となり得る民間施設等の管理者に対しても、可能な範囲において協力を求める。</p>	<p>災害 予 防 4 0</p>	<p>第3節 第3避難体制の整備 5 避難所運営体制の整備 (2)避難所の運営組織の育成 避難所運営マニュアルに基づき避難所運営委員会を設置するため、避難所の施設管理者、自治会、自主防災組織と連携して、避難所の運営訓練を実施する。訓練の計画、実施の際は、<u>多様な性の視点を踏まえた避難所運営を行えるよう、女性の意見・要望を確認する。</u> なお、避難所となり得る民間施設等の管理者に対しても、可能な範囲において協力を求める。</p>	<p>防災 基本 計画 及び 福岡 県地 域防 災計 画の 修正 に基 づく 修正</p>
<p>災害 予 防 4 5</p>	<p>第3節 第7要配慮者安全確保体制の整備 2 避難行動要支援者に対する対策 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、国により示された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）等を参考とし、避難行動要支援者の状況把握、避難支援者の登録等を積極的に行い、避難行動支援が適切に行われるよう、避難行動要支援者に関する全体計画を策定し、避難行動要支援者名簿を整備するなど、避</p>	<p>災害 予 防 4 5</p>	<p>第3節 第7要配慮者安全確保体制の整備 2 避難行動要支援者に対する対策 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、国により示された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）等を参考とし、避難行動要支援者の状況把握、避難支援者の登録等を積極的に行い、避難行動支援が適切に行われるよう、避難行動要支援者に関する全体計画を策定し、避難行動要支援者名簿を整備するととも</p>	<p>災害 対策 基本 法に 基づ く修 正</p>

	難行動要支援者対策を推進する。		<u>に、具体的な避難方法等についての個別避難計画の作成に努め、避難行動要支援者対策を推進する。</u>	
災害 予 防 4 7	第3節 第7 要配慮者安全確保体制の整備 2 避難行動要支援者に対する対策	災害 予 防 4 7	第3節 第7 要配慮者安全確保体制の整備 2 避難行動要支援者に対する対策 (8) 個別避難計画の作成 <u>防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画の作成に努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。なお、個別避難計画記録事項は以下のものとする。</u> <ol style="list-style-type: none"> ① 氏名 ② 出生の年月日 ③ 性別 ④ 住所又は居所 ⑤ 電話番号その他の連絡先 ⑥ 避難の支援を必要とする事由 ⑦ 避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者（以下「避難 	防災 基本 計画 及び 福岡 県地 域防 災計 画の 修正 に基 づく 修正

		<p><u>支援等実施者」という。)の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先</u></p> <p>⑧ <u>避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</u></p> <p>⑨ <u>その他避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項</u></p> <p>(9) 個別避難計画に係る情報の収集</p> <p><u>個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。</u></p> <p>(10) 個別避難計画の利用</p> <p><u>避難支援等の実施に必要な限度で、個別避難計画に記載し、又は記録された情報（以下「個別避難計画情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。</u></p> <p>(11) 個別避難計画情報の提供</p> <p><u>ア 災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供するものとする。ただし、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者（以下「避難行動要支援者等」という。）の同意が得られない場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>イ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために</u></p>	
--	--	---	--

特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等の同意を得ることを要しない。

(12) 個別避難計画情報の配慮

(9)により個別避難計画情報を提供するときは、個別避難計画情報の提供を受ける者に対して個別避難計画情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努める。

(13) 秘密保持の義務

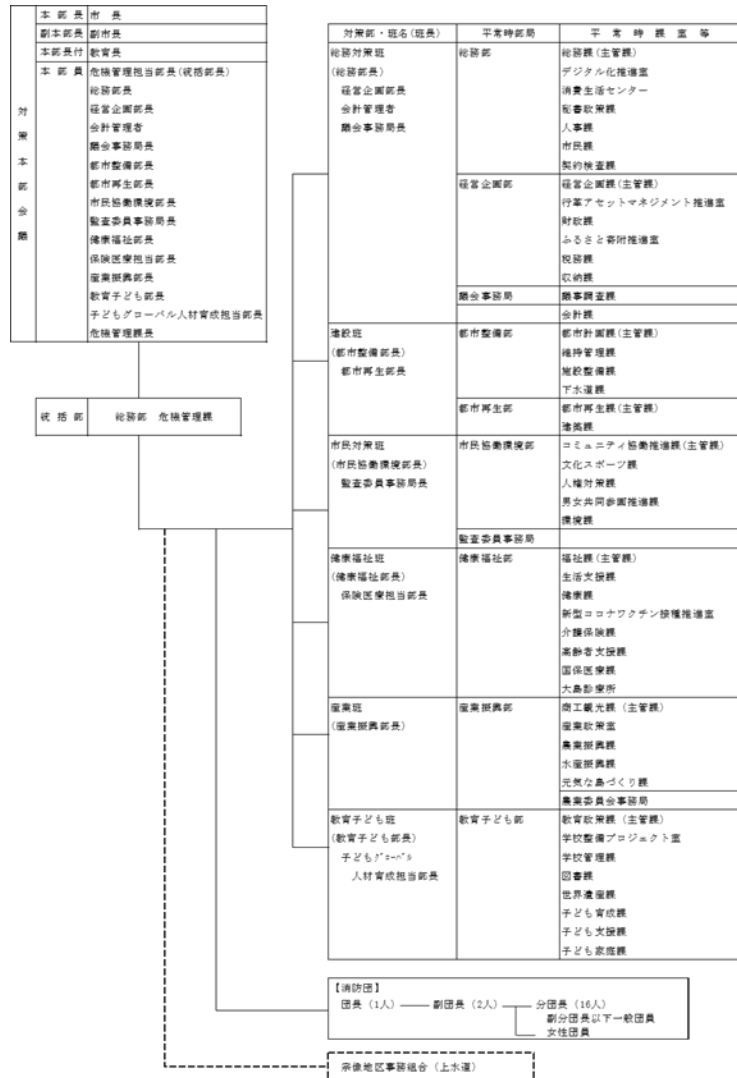
(9)により個別避難計画情報の提供を受けた者（その者が法人の場合は、その役員）若しくはその職員その他の当該個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(14) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

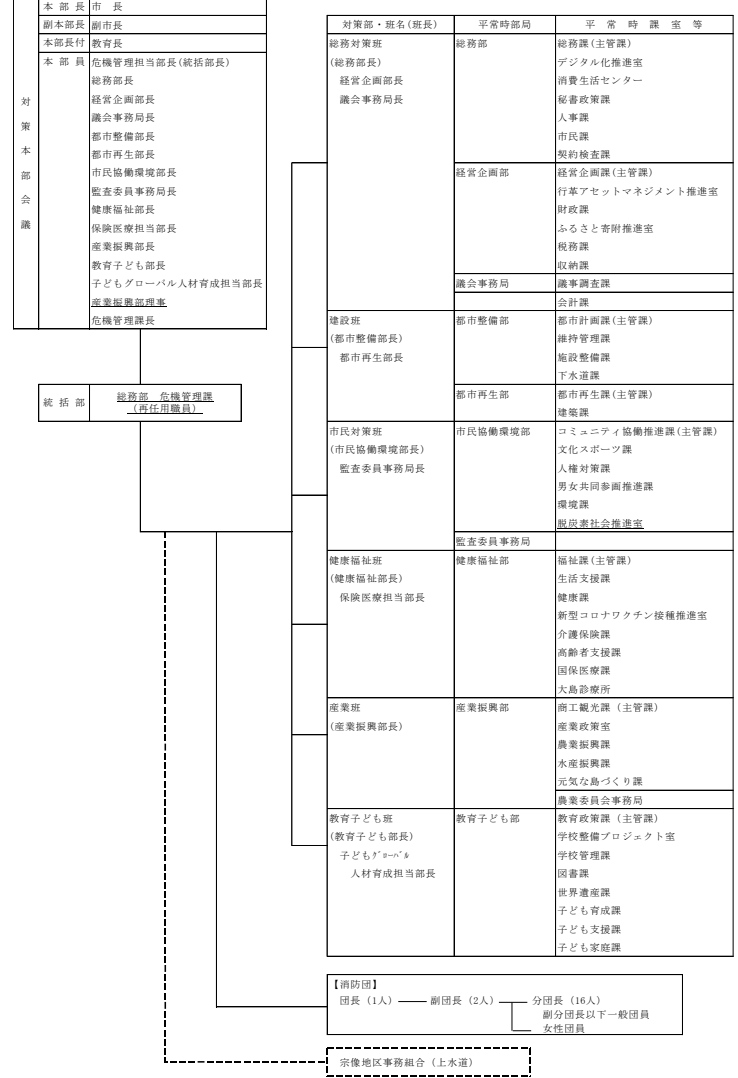
個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

<p>災害予防50</p>	<p>第3節 第7 要配慮者安全確保体制の整備</p>	<p>災害予防50</p> <p>第3節 第7 要配慮者安全確保体制の整備</p> <p>(8) 自宅療養者対策</p> <p><u>県及び市の保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（県の保健所にあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。</u></p>	<p>防災基本計画及び福岡県地域防災計画の修正に基づく修正</p>
---------------	-----------------------------	---	-----------------------------------

第1節 応急活動体制 2 災害対策本部の組織等
 ■宗像市災害対策本部の組織構成図(令和3年4月1日現在)



第1節 応急活動体制 2 災害対策本部の組織等
 ■宗像市災害対策本部の組織構成図(令和4年4月1日現在)



第1節 応急活動体制 5 事務分掌

■宗像市災害対策本部の事務分担表

■宗像市災害対策本部の事務分担表

対策班(部)名	所	属	分 担 作 業
各班(部)共通			1) 風水害、土砂災害、地震等への警戒
			2) 災害対策本部との連絡
			3) 区域内の動員調整、安否確認
			4) 班の活動金仕把握
			5) 地域割り巡回調整
			6) 避難所の開設・運営
			7) 連絡員の派遣
			8) 被災者見込に関する調査員の派遣
			9) その他必要なこと
統括部	総務部	危機管理課	1) 各班(部)の動員調整、総合連絡体制
			2) 本部長、副本部長等との連絡調整
			3) 災害対策本部の設置、運営及び廃止
			4) 配属体制の決定、動員指示
			5) 応急対策全般の調整
			6) 気象情報、地震情報、その他の情報収集、記録調整、伝達、提供
			7) 土砂災害警戒情報の受領及び指定区域への対応
			8) 指定避難所(福祉避難所含む)の開設決定、開設・閉鎖指示
			9) 避難指示等の発令・解除、警戒区域の設定
			10) 避難所への職員配置指示(統括対策班・避難所担当職員へ)
			11) 消防団の出動指示、連絡調整
			12) 県、警察、消防、自衛隊及び協定機関等との連絡調整、広報要請
			13) 記録全般
			14) 臨時ヘリポートの開設指示
			15) 災害救助金の適用及び関連事務
			16) 関への報告
			17) 関の現地対策本部の受入れ
			18) 復興計画の総合調整
			統括対策班
2) 義援金の受入れ、分配			
3) 被災者相談窓口の開設			
4) 消費生活に関すること			
5) 災害対策本部オペレーションルーム設置			
6) 連絡施設、情報管理施設等の保全管理・復旧			
7) 各種情報の厚内共有			
8) 災害広報(インターネット、メール等)			
経営企画部	経営企画課(主管課)	9) 避難検閲への協力要請、取材対応	
		10) 避難所担当職員との連絡調整	
		11) 避難所からの要請対応	
		12) 避難者の把握	
		13) 自主防災組織等との連絡調整	
		14) 被災者見込調査実施	
		15) 罹災証明書の手続受付・発行	
		16) 被災者支援システムの管理	
		17) 人的支援受入れ(受援班)	
		18) 物的支援受入れ(受援班)	
議事事務局	議事調査課	19) 民間事業者への協力依頼(受援班)	
		20) 赤十字地区事務組合との連絡調整	
		21) 所管施設の被害調査、応急対応	
		22) 市庁舎、通信施設保全管理・復旧	
		23) 公共施設等の利用調整	
		24) 公用車等の確保、配車	
		25) 応急対策に係る財政措置	
		26) 行方不明者名簿の作成	

第1節 応急活動体制 5 事務分掌

■宗像市災害対策本部の事務分担表

1 災害対策本部の事務分担

班(部)名	所	属	分 担 作 業
各班(部)共通			1) 風水害、土砂災害、地震等への警戒
			2) 災害対策本部との連絡
			3) 区域内の動員調整、安否確認
			4) 班の活動金仕把握
			5) 地域割り巡回調整
			6) 避難所の開設・運営
			7) 連絡員の派遣
			8) 被災者見込に関する調査員の派遣
			9) その他必要なこと
統括部	総務部	危機管理課	1) 各班(部)の動員調整、総合連絡体制
			2) 本部長、副本部長等との連絡調整
			3) 災害対策本部の設置、運営及び廃止
			4) 配属体制の決定、動員指示
			5) 応急対策全般の調整
			6) 気象情報、地震情報、その他の情報収集、記録調整、伝達、提供
			7) 土砂災害警戒情報の受領及び指定区域への対応
			8) 指定避難所(福祉避難所含む)の開設決定、開設・閉鎖指示
			9) 避難指示等の発令・解除、警戒区域の設定
			10) 避難所への職員配置指示(統括対策班・避難所担当職員へ)
			11) 消防団の出動指示、連絡調整
			12) 県、警察、消防、自衛隊及び協定機関等との連絡調整、広報要請
			13) 記録全般
			14) 臨時ヘリポートの開設指示
			15) 災害救助金の適用及び関連事務
			16) 関への報告
			17) 関の現地対策本部の受入れ
			18) 復興計画の総合調整
			統括対策班
2) 義援金の受入れ、分配			
3) 被災者相談窓口の開設			
4) 消費生活に関すること			
5) 災害対策本部オペレーションルーム設置			
6) 連絡施設、情報管理施設等の保全管理・復旧			
7) 各種情報の厚内共有			
8) 災害広報(インターネット、メール等)			
経営企画部	経営企画課(主管課)	9) 避難検閲への協力要請、取材対応	
		10) 避難所担当職員との連絡調整	
		11) 避難所からの要請対応	
		12) 避難者の把握	
		13) 自主防災組織等との連絡調整	
		14) 被災者見込調査実施	
		15) 罹災証明書の申請受付・発行	
		16) 被災者支援システムの管理	
		17) 人的支援受入れ(受援班)	
		18) 物的支援受入れ(受援班)	
議事事務局	議事調査課	19) 民間事業者への協力依頼(受援班)	
		20) 赤十字地区事務組合との連絡調整	
		21) 所管施設の被害調査、応急対応	
		22) 市庁舎、通信施設保全管理・復旧	
		23) 公共施設等の利用調整	
		24) 公用車等の確保、配車	
		25) 応急対策に係る財政措置	
		26) 行方不明者名簿の作成	

風水害応急 1 1

対策種(部)名	所 属	分 担 作 業
建設班	都市整備部	都市計画課(主管課) 維持管理課 施設整備課 下水道課
	都市再生部	都市再生課(主管課) 建築課
市民対策班	市民協働推進部	コミュニティ協働推進課(主管課) 文化スポーツ課 人権対策課 男女共同参画推進課 環境課
	監査委員事務局	監査委員事務局
健康福祉班	健康福祉部	福祉課(主管課) 生活支援課 健康課
		新型コロナウイルス感染症対策推進室 介護保険課 高齢者支援課 国民医療課 大島診療所
産業班	産業振興部	商工観光課(主管課) 産業政策室 農業振興課 水産振興課 元気な島づくり課 農業委員会事務局
教育子ども班	教育子ども部	教育政策課(主管課) 学校整備プロジェクト室 学校管理課 図書課 世界遺産課 子ども育成課 子ども支援課 子ども家庭課
対策担当	属	分 担 作 業
消防団 (水防団)	各分団及び女性消防団員	1) 風水害、土砂災害、地震等への警戒
		2) 災害対策本部との連絡調整
		3) 各種情報の収集・伝達
		4) 消火活動
		5) 水防活動(応急活動、警戒、巡回パトロール)
		6) 救急、救助、救護活動
		7) 避難指示等の伝達、避難誘導
		8) 行方不明者等の捜索・救助
		9) 市民の安全確保
		10) その他必要なこと
その他	宗像地区事務組合	1) 所管施設の応急対応 2) 飲料水の確保、供給 3) その他別途「災害時の連携協定」による

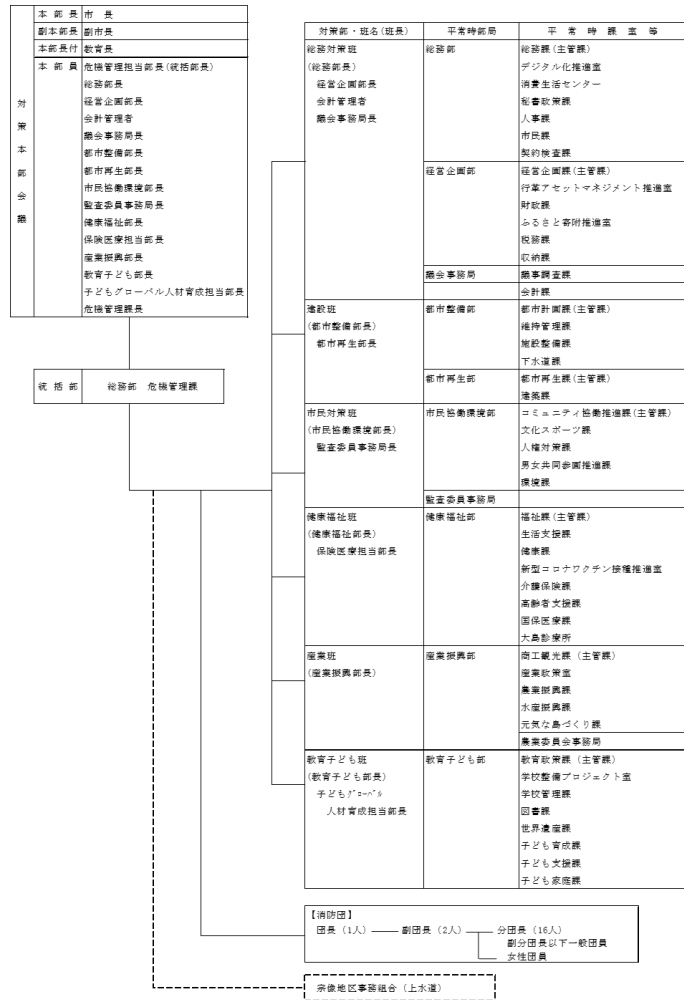
風水害応急 1 1

対策種(部)名	所 属	分 担 作 業
建設班	都市整備部	都市計画課(主管課) 維持管理課 施設整備課 下水道課
	都市再生部	都市再生課(主管課) 建築課
市民対策班	市民協働推進部	コミュニティ協働推進課(主管課) 文化スポーツ課 人権対策課 男女共同参画推進課 環境課
	監査委員事務局	監査委員事務局
健康福祉班	健康福祉部	福祉課(主管課) 生活支援課 健康課
		新型コロナウイルス感染症対策推進室 介護保険課 高齢者支援課 国民医療課 大島診療所
産業班	産業振興部	商工観光課(主管課) 産業政策室 農業振興課 水産振興課 元気な島づくり課 農業委員会事務局
教育子ども班	教育子ども部	教育政策課(主管課) 学校整備プロジェクト室 学校管理課 図書課 世界遺産課 子ども育成課 子ども支援課 子ども家庭課
対策担当	属	分 担 作 業
消防団 (水防団)	各分団及び女性消防団員	1) 風水害、土砂災害、地震等への警戒
		2) 災害対策本部との連絡調整
		3) 各種情報の収集・伝達
		4) 消火活動
		5) 水防活動(応急活動、警戒、巡回パトロール)
		6) 救急、救助、救護活動
		7) 避難指示等の伝達、避難誘導
		8) 行方不明者等の捜索・救助
		9) 市民の安全確保
		10) その他必要なこと
その他	宗像地区事務組合	1) 所管施設の応急対応 2) 飲料水の確保、供給 3) その他別途「災害時の連携協定」による

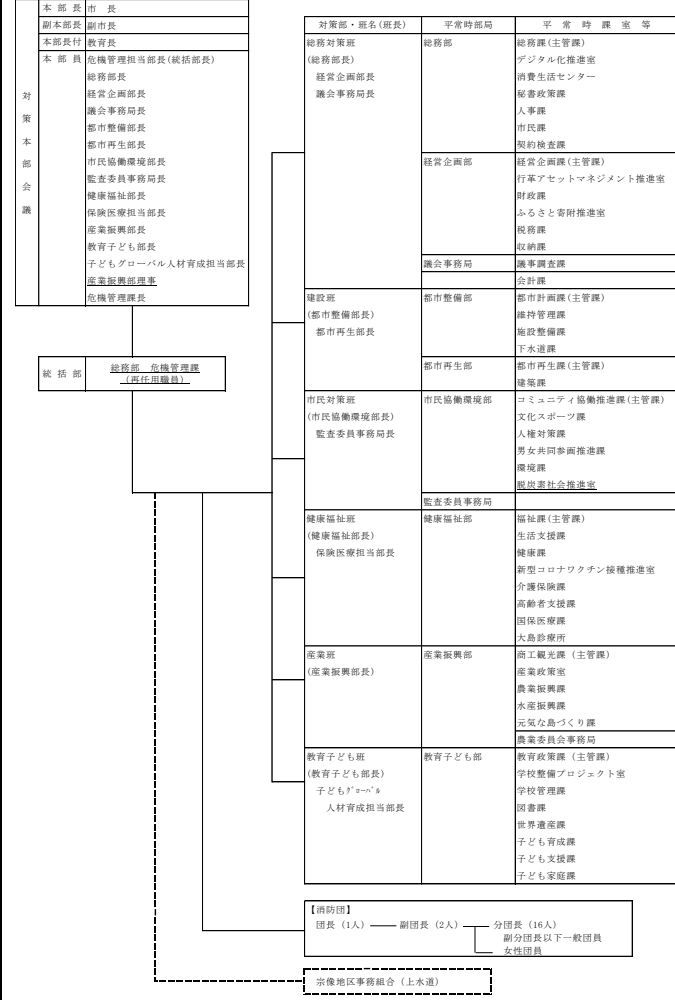
風 水 害 応 急 5 3	第6節 避難対策 第3 避難誘導	風 水 害 応 急 5 3 第6節 避難対策 第3 避難誘導 <p>5 広域避難</p> <p><u>ア 広域避難についての協議</u></p> <p>市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、<u>県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。</u></p> <p><u>イ 広域避難の実施について</u></p> <p>市は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、<u>広域避難を実施するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>ウ 避難者への情報提供</u></p> <p>市び事業者は、<u>避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。</u></p>	
---------------------------------	------------------	---	--

<p>風水害 応急 5 5</p>	<p>第6節 避難対策 第5 避難所の開設</p>	<p>風水害 応急 5 5</p> <p>第6節 避難対策 第5 避難所の開設</p> <p>6 収容人数等の周知 <u>収容人数に達した、または達するおそれのある指定避難所等に避難することを避けるため、住民への周知方法を事前に検討し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。</u></p> <p>7 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策 <u>指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。</u></p>	
<p>風水害 応急 7 1</p>	<p>第9節 要配慮者対策 第1 避難行動要支援者の安全確保、安否確認</p> <p>1 安全確保 健康福祉班は、災害初期の緊急措置として、自主防災組織、民生委員児童委員、福祉関係団体、消防団、社会福祉協議会等に要請し、避難行動要支援者をそれぞれ安全で適切な避難所等へ誘導する。</p>	<p>風水害 応急 7 1</p> <p>第9節 要配慮者対策 第1 避難行動要支援者の安全確保、安否確認</p> <p>1 安全確保 健康福祉班は、災害初期の緊急措置として、自主防災組織、民生委員児童委員、福祉関係団体、消防団、社会福祉協議会等に要請し、<u>個別避難計画に基づき</u>、避難行動要支援者をそれぞれ安全で適切な避難所等へ誘導する。</p>	

第1節 応急活動体制 第4 災害対策本部の運営
■宗像市災害対策本部の組織構成図（令和3年4月1日現在）



第1節 応急活動体制 第4 災害対策本部の運営
■宗像市災害対策本部の組織構成図（令和4年4月1日現在）



震
災
応
急
1
5

第2節 第1地震情報の収集伝達 1地震関連情報の発表

■地震情報の種類

種 類	発表基準	内 容
震 度 速 報	震度3以上	○ 地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を速報
震 源 に 関 する 情 報	震度3以上 (津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)	○ 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 ○ 「津波の心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加

震
災
応
急
1
5

第2節 第1地震情報の収集伝達 1地震関連情報の発表

■地震情報の種類

種 類	発表基準	内 容
震 度 速 報	震度3以上	○ 地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（ <u>全国を188地域に区分</u> ）と地震の揺れの <u>検知時刻</u> を速報
震 源 に 関 する 情 報	震度3以上 (津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)	○ 「津波の心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、 <u>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）</u> を発表
震 源 ・ 震 度 に 関 する 情 報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	○ 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村 <u>毎の観測した震度</u> を発表。 ○ 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表

<p>震源・震度に関する情報</p>	<p>以下のいずれかを満たした場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震度3以上 ・津波警報又は・注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 ○ 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表 		<p>各地の震度に関する情報</p>	<p>震度1以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 ○ 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 <p><u>※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表します</u></p>	
--------------------	--	--	--	--------------------	--------------	--	--

	各地の震度に関する情報	震度1以上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 ○ 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その地点名を発表 		
			遠地地震に対する情報	<ul style="list-style-type: none"> 国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 <ul style="list-style-type: none"> ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 ○ 日本や国外への津波の影響についても記述して発表
			その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
			推計震度分布図	<ul style="list-style-type: none"> ・震度5弱以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表

遠地地震に対する情報	<p>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表 ○ 日本や国外への津波の影響についても記述して発表 			
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表 			
推計震度分布図	<ul style="list-style-type: none"> ・震度5弱以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表 			

第2節 第1地震情報の収集伝達 1地震関連情報の発表

■津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		想定される被害と、とるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		5m<高さ≦10m	10m		
		3m<高さ≦5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≦3m	3m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≦高さ≦1m	1m	(表記なし)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、義勇いかだが流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。

第2節 第1地震情報の収集伝達 1地震関連情報の発表

■津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		想定される被害と、とるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<予想高さ	10m超	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		5m<予想高さ≦10m	10m		
		3m<予想高さ≦5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<予想高さ≦3m	3m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≦予想高さ≦1m	1m	(表記なし)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、義勇いかだが流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。

<p>震 災 応 急 3 6</p>	<p>第6節 避難対策 第3 避難誘導</p>	<p>震 災 応 急 3 6</p> <p>第6節 避難対策 第3 避難誘導 5 広域避難</p> <p><u>ア 広域避難についての協議</u></p> <p>市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。</p> <p><u>イ 広域避難の実施について</u></p> <p>市は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。</p> <p><u>ウ 避難者への情報提供</u></p> <p>市び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確な情報を提供できるように努める</p>	
--	--------------------------------	---	--

震 災 応 急 3 9	第6節 避難対策 第5 避難所の開設	震 災 応 急 3 9	<p>第6節 避難対策 第5 避難所の開設 <u>6 収容人数等の周知</u></p> <p><u>収容人数に達した、または達するおそれのある指定避難所等に避難することを避けるため、住民への周知方法を事前に検討し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。</u></p>	
震 災 応 急 3 9	第6節 避難対策 第5 避難所の開設	震 災 応 急 3 9	<p>第6節 避難対策 第5 避難所の開設 <u>7 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策</u></p> <p><u>指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。</u></p>	